

令和2年

## 大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

令和2年11月24日 開会

令和2年11月24日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和2年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

目 次

第1日（令和2年11月24日）（火）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	1
○本会議の会議事件	1
○開会	2
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期決定について	3
○日程第3 認定第1号上程	3
理事者説明	3
質疑	6
採決	17
○日程第4 議案第10号上程	17
理事者説明	18
質疑	18
採決	20
○日程第5 一般質問	21
○閉会	26

令和2年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会（第1日）

令和2年11月24日（火）

○議事日程

- |    |    |      |  |
|----|----|------|--|
| 第1 |    |      | 会議録署名議員の指名について                             |
| 第2 |    |      | 会期決定について                                   |
| 第3 | 認定 | 第1号  | 令和元年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算<br>について           |
| 第4 | 議案 | 第10号 | 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例<br>の一部を改正する条例について |
| 第5 |    |      | 一般質問                                       |

○本日の会議に付した事件

日程第1から第5まで

○議員定数9名

出席議員9名

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 児玉 亮  | 4番 小南 市雄 | 7番 島 弘一   |
| 2番 天野 一之 | 5番 大矢 克巳 | 8番 渡辺 裕   |
| 3番 大東 真司 | 6番 土井 一慶 | 9番 水落 康一郎 |

○説明者

- |        |       |            |       |
|--------|-------|------------|-------|
| 管理者    | 東坂 浩一 | 四條畷消防署長    | 西岡 栄治 |
| 副管理者   | 東 修平  | 次長兼        |       |
| 会計管理者  | 山鬼 太  | 大東消防署消防課参事 | 前田 長昭 |
| 消防長    | 牧野 功  | 次長兼警防課長    | 木村 真敏 |
| 消防次長   | 瀧田 昭彦 | 総務課長       | 堤 悟士  |
| 大東消防署長 | 田中 伸和 | 予防課長       | 横田 博  |

○職務のために出席した者

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 総務課長補佐 浅川 憲一 | 総務課長補佐 古川 智広 | 予防課長補佐 片山 和広 |
| 予防課長補佐 井藤 健  | 警防課長補佐 加藤 久夫 | 警防課長補佐 村上 晃三 |

○事務局

- 総務課上席主査 春日 直樹 総務課上席主査 藤川 俊輔 総務課主査 野村 達也

○本会議の会議事件

- ・令和元年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について
- ・大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【開会 13時05分】

(水落議長) これより、令和2年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第2回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(水落議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和2年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定、条例の一部改正の合計2件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

(水落議長) 本日は、全員の出席をいただいております。議会は成立いたします。この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

次に、理事者から第1回臨時会における答弁内容の訂正について申し出がありましたので、議長において許可し、ここで理事者に発言を求めます。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 議案審議の前にお時間を頂戴し申し訳ございません。

令和2年7月7日に開催されました、第1回臨時会の中で、私が答弁しました内容に誤りがございましたので、訂正とお詫びを申し上げます。

お手元の会議録新旧対照表をご覧ください。感染防護服などの数量のご質問に対して、1日の平均使用量を200枚と答弁しましたが、正しくは1か月の平均使用量でございました。お詫びして訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

### 【日程第1 会議録署名議員の指名について】

(水落議長) 次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号4番 小南議員、7番 島議員を指名いたします。

### 【日程第2 会期決定について】

(水落議長) 次に、日程第2 会期決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

### 【日程第3 令和元年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について】

(水落議長) 次に、日程第3 認定第1号「令和元年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算」の件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 認定第1号 令和元年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算に対する監査委員の意見を付し、同条第5項の規定により、その他政令で定める書類等を併せて提出し、決算の認定をお願いするものでございます。

まず、決算の概要につきまして、主要な施策の成果説明書により、千円単位でご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

1. の各年度決算額等の推移をご覧ください。

一般会計の歳入総額は、19億9,011万2千円、歳出総額は、19億6,223万円となっており、歳入歳出差引、いわゆる形式収支は、2,788万2千円の黒字となっております。

また、令和元年度につきましては、翌年度に繰越すべき財源がありませんでしたので、実質収支は、形式収支と同額となりました。

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は、284万7千円の黒字となっております。

次に、2. の各年度両市分担金の推移でございます。

大東市 12億3,144万2千円、

四條畷市 6億6,629万6千円、

合計 18億9,773万8千円となっており、分担比率については、大東市が64.89%、四條畷市が35.11% となっております。

令和元年度につきましては、前年度と比較して、分担金の合計は、9,542万3千円、5.3%の増加となっております。

次に3ページ、3. の歳入歳出決算の状況(1)の歳入をご覧ください。

分担金及び負担金の構成比は、歳入全体の95.4%となっております。

組合債につきましては、消防庁舎維持管理費及び消防力等整備事業に伴うものでございまして、西分署空調機器改修工事1,810万円、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材2,520万円の計4,330万円を借り入れたもので、構成比は2.2%となっております。

続いて、歳出における経費の性質別分析でございます。

(3)の歳出(性質別)をご覧ください。

人件費が80.7%、公債費が7.1%、物件費が5.9%、普通建設事業費が3.2%といった構成比となっております。

次に、令和元年度における特徴についてご説明いたします。4ページ・5ページをお開きください。

令和元年度における歳出の特徴といたしまして、4点ご説明いたします。

1点目は、人件費でございまして、対前年比較で5,138万8千円増加し、増減率では3.4%の増加となっております。

主な増加要因は、令和元年人事院勧告による給与の改定及び退職者数の増加によるものです。

2点目は、普通建設事業費で、救急自動車の更新と西分署空調機器改修工事により、対前年度比較で2,183万7千円増加し、増減率では53.8%の増加となっております。

3点目は、物件費でございまして、庁内ネットワークシステム、財務会計システム及び人事給与システムの更新が必要であったことから、対前年度比較で1,042万6千円増加し、増減率では9.8%の増加となっております。

最後に、補助費につきましては、1,205万3千円増加し、増減率では52.2%の増加となっております。

主な増加要因は、訓練事故の損害賠償事件に対する和解金によるものでございます。

その他、臨時、経常・財源別の分析は、6ページ・7ページに記載しているとおりでございます。

また、歳出の大部分を占めております人件費につきましては、8ページの人件費の状況に記載しているとおりでございます。

それでは、歳入歳出決算の詳細につきましては、事項別明細書によりまして、ご説明申し上げます。

別冊、決算書の8ページ、9ページをお開きください。

はじめに、歳入からご説明させていただきます。

款2・使用料及び手数料のうち、項2・手数料、目1・手数料、節1・消防手数料151万8,800円は、危険物関係の手数料等でございます。内訳は、備考欄に記載のとおりとなっております。

次に、款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・消防施設費国庫補助金、節1・消防施設費国庫補助金 64万7,001円は、G20及びラグビーワールドカップ消防救急体制整備費補助金でございます。

次に、款4・府支出金、項1・府補助金、目1・消防費府補助金、節1・消防費府補助金258万7千円は、消防用ヘリコプターの運営分担金に対する2分の1の府補助金でございます。

次に、款6・諸収入、項2・雑入、目1・雑入、次のページに移りまして、節1・雑入は、1,925万5,666円となっております。その大半を占めますのは、当組合から両市の危機管理部局に派遣している職員の給与負担金で、大東市1,035万2,175円、四條畷市 640万8,134円となっております。

次に、款7・組合債、項1・組合債、目1・消防債、節1・消防債、4,330万円は、西分署空調機器改修工事に係る消防庁舎維持管理費、及び高規格救急自動車の更新等に係る消防力等整備事業の借入でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

12ページ・13ページをお開きください。

款1・議会費、款2・総務費については、組合議員、管理者・副管理者、産業医等に対する報酬が主なものでございます。

13ページ備考欄の下段をご覧ください。

令和元年度につきましては、細目10一般管理費の報償費として、訴訟事件成功報酬 108万7,845円を支出しており、補償補填及び賠償金として、和解金 1,600万円を支出しております。

次に、14ページ以降の款3・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費につきましては、備考欄に細目ごとの細節別決算と、委託料や負担金については項目ごとの決算額を掲載しておりますのでご覧ください。

主な細目について特徴をご説明いたします。17ページ下段をご覧ください。

細目10消防庁舎維持管理費の設計委託料として、施工後13年が経過し、老朽化が進んでおりました西分署空調機器の改修工事設計業務委託 49万1,400円、維持補修工事請負費として、当該空調機器改修工事 2,417万8千円を支出しております。

次に、21ページをお開きください。

細目12消防設備等維持管理費の使用料及び賃借料として、更新した庁内ネットワークシステム、財務会計システム及び人事給与システム賃借料として、計1,152万5,910円を支出しております。

事項別明細書による説明は、以上でございます。

なお、主要な施策の成果説明書の11ページ以降に、細目単位で整理した「主要な業務実績」を掲

載しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上が、認定第1号令和元年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。  
何とぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

(水落議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(大東議員) 議長

(水落議長) 3番 大東議員

(大東議員) 今いわゆる決算の説明がございました。特には言うことは無いんですけど、確認のような形の質問をさせていただきます。

まず組合債につきまして、4,330万って形になります。西分署のエアコンですね。で、高規格救急車っていう形で使っておるんですけども、我々この例えば消防車両を買うにあたってとか、様々な国の補助金、活用して7割方それで支払えた実績もございます。

そういった中で今回この組合債を使うにあたって、国の補助率、それとこの組合債の償還期間という形のものを教えていただけますか。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員からご質問がありました、今回の消防組合債につきましては、全額が組合債を充当したものでありまして、西分署空調機器改修工事に対して1,810万円、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材に対して合計で2,520万円となっております、補助金等の充当はなく対象事業に対する全額を起債として借り入れたものでございます。以上です。

(大東議員) 議長

(水落議長) 大東議員

(大東議員) 要するに、高規格救急車は特にですね、寿命があるわけで、更新をしなければならぬという期間が決まっている。という中で、以前はそういった国の国費を使って、購入した時期がありました。

そういった事に対する柔軟性ですね。例えば更新時期が来ても、あと2年使えば国の補助金が見えるような形があれば、その高規格救急車が例えば状態を見て使えるものであればしっかりと使っていく。また、そこまでの期間を延長できないのかとか。そういった工夫で、国の補助金を活用して

いけるような形でできないのか、ということについてまず質問をするのと、それとそれぞれ今決算の資料を見ますと修繕費がですね、庁舎のというか建物の中にちよくちよくと起きております。

こういったものの修繕が本当にかさんでくると、今度は何が起こるかと言ったら、庁舎のいわゆる建て替えという形、また耐震化ということになってきます。

こういった事が含まれる、いわゆるシミュレーション。そしてまた、計画というのをどのように今後計画的に持っていくのか。

これは私たちが分担金、負担金が増えていくという形になります。こういった事をしっかりと、この平準化していくための計画というの、これから持って頂けねばならない事だろうなど。

分担金、負担金だけで経営をしているこの組合ですから、どうしてもそういう形の工夫っていうのが、各自で求められている状態であるというふうに、それについてまず答弁をお願いするのと、それで後、東分署の水道、大東市水道下水道から借りている、この土地の問題ですけれども、これは今後どうしていくのか。

このまま、そのまま賃借料ずっと支払っていくのかとか、この件についてもどうしていくのかについて、また教えて頂ければと思います。以上です。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) まず救急車の補助についてご説明させていただきます。

救急車の補助につきましては、緊急消防援助隊に係る補助金がございます。

これにつきましては5年おきのサイクルとなっております、31年度につきましては該当しないものでございました。以前は、平成26年に補助を受けております。

そして、今年度に西分署の救急車が更新となります。この際に補助金を使う予定としております。

今後も税金を大切にに使わせていただき、補助金を積極的に使って参りたいと考えております。

次に庁舎の修繕につきましては、平成30年に公共施設総合管理計画を策定しております。

そうしまして、今年度にこれに係る個別施策の策定としておりますので、今後その策定に色々な面で工夫を凝らしながら、導入して参りたいと考えておりますので、適正に庁舎の維持管理を行って参りたいと考えております。以上でございます。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 大東議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

先のご質問でいただいた、起債の償還年数でございますが、こちらは5年間となっております。申し訳ございませんでした。

東分署の土地賃借の件ですけれども、現段階において、東分署の土地の賃借を止めるというような形の検討は行っておりません。

東分署の使用料につきましては、地方公営企業である水道局の会計、独自採算性を基礎とする自立的な形態であり、住民負担の均衡と地方公営企業の能率的な経営を図るという見地から、主としてその料金収入をもって事業を行うということに鑑みまして、大阪府市町村課との当時の助言も得て、協定を締結した上で、使用料を水道局の方へお支払いしている形をとっております。

現状においてはこの方針を継続していく考えでございます。以上です。

(大東議員) 議長

(水落議長) 質問は3回までとなっております。 大東議員

(大東議員) ありがとうございます。だいぶ分かりました。

特にあの補助金の活用につきましては、柔軟性っていう話を出させて頂きましたけれども、更新時期とそれと補助金の使える年数っていうのが、かなり離れる場合もあると思います。

その場合は仕方ないとしても、近づいている場合ですね、例えばあと1年や2年、元気な消防車両や高規格救急車ならば、整備の状況を見て、判断をすべき事も重要じゃないかと思えます。

これは税金が投入されているものでありますから、分担金、負担金からもちろん支払われる事になりますので、どうかそのへんのところも柔軟性を持って、今後活用して頂けるようお願いしたいのと、それと建物の計画については伺いました。

これから多額の予算をかけてですね、そういったものがしっかりと活用される、その計画に沿って建築物ストックのあり方を、しっかり消防としても考えていかないといかん、というふうに思いますので、またその計画に沿って頂くものを、もう1回ちょっと見せていただければというふうに思っておりますので、是非ともお示しを願いながら予算の平準化をさらに努力をして頂くということで、今回の決算の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(水落議長) 他に質疑はございませんか。

(渡辺議員) 議長

(水落議長) 8番 渡辺議員

(渡辺議員) 議席8番 渡辺裕です。認定第1号一般会計歳入歳出決算について何点か質問させていただきます

まず13ページのところで、賠償金1600万っていうのが出ております。

これについては、以前の議会で結構時間を取って審議したところでありますので、その後訓練時の安全基準の徹底がどのようにされているのかをまずお尋ねいたします。

次に29ページのところで職員採用試験が計上されております。

これについて、まず消防の職員の方の10代から60代の方がいるかなとは思いますが、その世代別10代ごとの人数を教えてください。

同様のページで、検診委託料等、健康に関するものが計上されております。

これについては通常どのような健康チェックを行っているのか、また今年度2月、3月になるかなと思うんですけども、この中での健康管理をどのように行ってきたのかをお尋ねいたします。

続きまして23ページのところで、消防音楽隊運営費が計上されております。

これについても以前質問させていただきましたが、今回の決算においては具体的にどのような活動をしてきたのか、またその効果をどのように認識されているのかをお尋ねいたします。

次に17ページのところでは、先ほど同僚議員からも質問がありましたので、庁舎についての質問させていただきたいと思っております。

現状、ここ、我々がいるこの本庁の現在までの使用年数が何年なのか。

また耐用年数は何年になっているのか。

以上、複数質問させていただきましたが、お答え頂きたいと思っております。お願いします。

(西岡四條畷消防署長) 議長

(水落議長) 西岡四條畷消防署長

(西岡四條畷消防署長) まず訓練時の事故防止対策についてご説明させていただきます。

以前お示させていただきましたが、まず安全管理要綱の改正でございますが、これにつきましては4月1日で改正しまして、安全管理体制の強化に努めているところでございます。

また、安全管理マニュアル、資機材取扱台帳も整理し随時活用させて頂いております。

なお、これにつきましては、訓練毎の報告書がございますので、不定期に訓練報告書を確認しまして、不足なところがございましたら指導しているところでございます。以上でございます。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 渡辺議員からいただきました、職員の年齢構成のご質問についてお答えさせていただきます。

年代ごとの職員数を申し上げます。10代の職員が2名、20代の職員は53名、30代の職員が62名、40代の職員が53名、50代の職員が18名というような構成になっております。以上です。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 健康管理体制というところでございますが、こちらにつきましては年に2回の健康診断を行っております。

当直職員については年に2回、日勤職員については年に1回の定期健康診断を行っております。

またB型肝炎ワクチンの接種、消防業務に関わる隊員にあつてはB型肝炎ワクチンの接種等の健康管理体制をとっております。以上です。

(横田予防課長) 議長

(水落議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 音楽隊のご質問にお答えいたします。

具体的な消防音楽隊の報償費の中身につきましては、市民音楽隊出演や事前公式練習に係る市民隊員に対する報償です。

7回の出演と事前公式練習を4回行った費用となっております。

音楽隊の活動につきましては、普段消防や火災予防に関心のない方など、音楽による年代を問わず集客することのできる手法と考えております。

演奏活動を通じて、制服に身を包んだ隊員が演奏の合間に火災予防を訴えることで、広く市民の防火思想の普及啓発に役立っているものと考えております。以上でございます。

(瀧田消防次長) 議長

(水落議長) 瀧田消防次長

(瀧田消防次長) 消防庁舎に関するご質問にお答えします。

一番古いのが四條畷署でございますが、1974年に建築されまして、平成16年に一度耐震化工事を実施しておりますが、既に45年経過しております。

建て替え周期を60年とした場合、2034年に更新する事ということになります。

この大東消防署は1992年に建築されておまして、同様に建て替え周期を60年とした場合、2051年での更新ということになります。以上でございます。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 先ほど答弁いたしました、職員の年齢構成の人数に一部誤りがございましたので訂正させていただきます。

20代の職員を53名とお答え致しましたが、正しくは54名でございます。以上です。

(渡辺議員) 議長

(議長) 渡辺議員

(渡辺議員) ありがとうございます。では2回目の質問させていただきます。

まず補償金及び賠償金に関しましては、お答えいただきました通り、4月1日から安全要綱が改正されたのと、それとは別に安全管理マニュアルをやっているということです。

四條畷においても不正があったときに、このような改正であったり、マニュアルの作成をしたんですけども、改正とかマニュアル作成した当時は、1年間とか1年弱ぐらいの期間はそれに続いてしっかりと徹底しようっていうのはあるんですけども、2、3年もすると完全に忘れられてしまって、それが一切見られることもなく風化してしまうというのがありますので、これだけ大きな費用がかかったっていう事例が出てしまっているの、今後こういうことが起こらないように、2年経っても、3年経っても、安全基準を徹底していただいて、同じような事を繰り返していただかないようお願い致します。

次に、消防音楽隊に関しましては、7回の出演と事前の練習があるということでした。今後の方針がもし決まっていれば教えてください。

次に、各消防職員さんの年代については、10代の方が少ないけども、特徴的だったのが50代の方が18人ということで全体の中に占める割合は非常に少ないのかなと。

おそらく50代になれば管理職になっていって、このような議会とかに出ていただくのもそうですし、それぞれ統括するような責任のある立場になってくると思うので、このような、どっかの世代が少ないっていうのであれば、組織全体として不効率が生じる可能性があるの、採用の時にしっかりと将来的に20年後、30年後を見越した採用計画を立てていただきたいなと思います。

健康の検診について、コロナ禍でどのようなチェックをしたという答弁が抜けていたかなと思うので、それをちょっと再度教えていただきたいのと、今後コロナのワクチンが出た場合に、消防の職員の方は優先的にそれが受けられるのかどうかっていうのが、決まっているのかどうか。

もし決まっていれば、どのようなスケジュールでやっていけるのかどうかも教えてください。

次に、庁舎についての答弁をいただきました。

庁舎に関しましては、ちょっと一部聞き取れなかったところもあるんですけども、おそらく一番古いのが四條畷の畷署ですね、1974年ぐらいからってことでした。

併せて、ここの本部に関しましては、1992年からってということで、比較的60年の一般的な使用ということから考えると、ここの本部に関しましてはまだ折り返しに差し掛かろうとしているところぐらいかなとは思いますが。

ただ、先ほど答弁の中で、平成30年に総合管理計画を立て、今年度においては個別の正式な名前はわからないんですけど、個別施設計画のようなものを作っていくことになると思います。

その上で、今後の配置等の事を考えていく必要があるのかなと思います。

というのも、当初は四條畷と大東市がそれぞれの消防があり、その後数年前に、統合されたという経緯があります。

そういうことであれば、今まであったような大東市であれば東、西、本部となって、四條畷が四條畷と田原っていうことになると思うので、ここら辺の配置をもうちょっとしっかりと見直していく必要があるかなと思うんですけども、総合管理計画ではどのように考えているのか。

今後、個別施設計画の中ではどのような考え方を具体として落とし込んでいくのかをお尋ねいたします。以上お願いします。

(横田予防課長) 議長

(水落議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 消防音楽隊のご質問についてお答えいたします。

消防音楽隊の活動につきましては様々なご意見を勘案し、大東市への移管に向けて調整中でございます。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) まず、コロナ禍での健康管理につきまして答弁をさせていただきます。

現在もコロナが蔓延状態でございます。職員につきましては、就業前自宅での検温、また風邪症状があるのかないのかの確認、そして出勤時に際しても検温を実施し、その際にも風邪症状があるのかないのかの確認を徹底しております。

もし、体調不良者が発生しましたら、その都度病院への通院を要請しております。

次に、消防職員に対してのPCR検査が優先されるのかどうかというご質問、申し訳ございません、消防職員が優先してワクチン接種が受けられるのかどうかというご質問ですが、ワクチンが未だにできておらない状況でして、そのような通知も総務省消防庁からも出ておりませんので、答弁を控えさせていただきますと思います。

次に、公共施設管理計画に基づく個別計画をどのように策定するのかというご質問ですが、現在精査中でございます。

何分、庁舎の修繕となりますと多大なる費用がかかりますので、市の財務にもご相談の上となると思いますので、適正に維持管理をしていきたいと考えております。以上です。

(渡辺議員) 議長

(水落議長) 渡辺議員

(渡辺議員) 最後の質問をさせていただきます。

まず、検診と普段のコロナ禍における検診も含めてですけども、やはり消防の方は、救急等で

市民の方と近くの距離で接する機会もあるかなと思いますので、しっかり徹底していただいて対応していただければと思います。

音楽隊に関しましては、ここでの議論が一定反映された形になるのかなと思います。

最後に、先ほど答弁いただきました個別計画に関しましては、多大な費用がかかるし、市に相談していくってことです。

おそらく総合管理計画が四條畷市と同じような形であれば、全体的なぼやっとしたようなものが総合管理計画で、より具体的なものとして個別施設計画が上がってくるかなと思います。

ということを見ると、具体的な費用っていう面だけで考えれば、個別計画の方が重要というように捉えることもできます。

特に個別計画の中で、どこに何をとか、どのような形でとかっていうのを、それぞれの市の需要等を考えながら作り込んでいくってことは、今後の消防にとって非常に重要なことなのかなと認識しております。

そこで先ほどもちらっと言わしていただきました。決算書の中でも維持管理費等で6, 200万円上がったり、答弁の中で東分署の土地の賃借等の問題も上がっております。

改めてその統合後のことを考えると、四條畷と大東があって、元々はおそらくこの本部が大東市の中の中心地になるかなと思うんですけども、統合したことによってその全体の中での中心地が変わってきてるんじゃないかなと思います。

ちょっと色々車で大東や四條畷を走る時に、どういう場所が本当にこの組合にとっての一番最適地なのかなって考えた時に、ちらっと外環の中で、ちょっと正式名称分らないですけど、深野小学校っていうんですかね、四條畷警察の近くなんかが、おそらく空いてるのか、一時的な何かの形で使用されるかなと思うんですけども、地図を見ると、ああいうような場所も、真ん中として考え得るのかなと思って、せっかく総合管理計画を作った上で、個別施設計画を今作っていくってことであれば、今後の配置っていうものをしっかり考えて、今早急に何を具体的にこうするべきだっていうところまで行き着かなくてもいいと思うんですけども、今後20年、30年もしくはより多くの期間が、その先のことを見据えて、どこに何を置いとくのがベストかっていうのも一度考え直すいいタイミングなのかなと思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

(水落議長) 他に質疑はございませんか。

(島議員) 議長

(水落議長) 7番 島議員

(島議員) それでは、職員のですね健康管理について、渡辺議員の方からも質問されておりましたけども、今回ですねコロナ禍の中で、救急隊員のコロナの感染とかですね、多くの感染症に晒された環境の下で、救急業務を行っていただいているということで、完璧という感染予防とかは不可能に近いと思っております。

ただ、感染予防の医療関係者も感染する中で、世界中でそのような事が起こっている訳ですが、

消防としても、これから更なる防御の方法をですね、考えて頂きたいというふうに考えております。

それとですね、コロナだけではなくて、様々な感染症というか、ばい菌も含めてあると思うんですが、この地域をですね、もともと蓮畑がたくさんあったということもありましてね、破傷風が非常に菌が多いというように、以前に医者の方からから聞いたことがあります。

ぼくは、水道の職場ですが、かなり前からですね、もう20年ぐらいなると思いますが、全員その破傷風の予防接種をしております。

消防の隊員の皆さんもですね、火災の現場で釘を踏み抜くということもあつたりとか、必ず怪我をするっていうのが考えられますので、そのためにはやっぱ現場の職務につく職員にあつては、破傷風の予防接種をして頂くのが、得策ではないかというように思っています。

それと現場の、以前にちょっと見せていただいたんですけども、現場出動をした救急出動によるところのですね吐瀉物でありますとか、血液体液の洗浄できる施設の整備がですね、できていないのではないかというのを思っていますけども、これらの対応についていかがお考えかお聞かせ頂きたいと思っております。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

救急隊員に対する、身を守るためのワクチン接種というものについては、当方としても重要視しているところでございます。

令和3年度の予算要求からは、破傷風のワクチン接種に加えまして、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎、現在もやっているB型肝炎も含めた5種の抗体検査並びに6種のワクチン接種というものを予算要望していく計画をしております。以上です。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 吐瀉物及び消毒する施設につきまして答弁をさせていただきます。

消毒施設につきましては5署所のうち3署所について施設がないものでございますが、色々な工夫を施し消毒を実施している状況でございます。

また、コロナ禍での感染防止対策につきましては、総務省消防庁、保健所の指導のもと、マスク、ガウン、ゴーグル、ゴム手袋の着用の徹底を実施し、搬送後には消毒を適正に実施しております。以上でございます

(島議員) 議長

(水落議長) 島議員

(島議員) ありがとうございます。コロナ禍でありますので、コロナ対策については本当に徹底してやって頂かないと、大変なことになるかなと思っています。

先ほど言うておりました、現場に出動した後、そういった患者さんがいろんな体液の問題でありますとか、消防隊の隊員の衣服に付いた部分もですね、なんとかどっかに洗い落とさなくてはいけないというように思っています。

また、洗い落としたものが普通にその辺に流れ出ても困ったもんだなと思ってますので、その辺の対策について、今考えておられるのはどのように考えておられるのか、改めてお聞かせください。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) ご質問にお答えさせていただきます。

汚染されたガウン等につきましては即時廃棄といたしておりますので周囲に感染する危険はないものと考えております。

救急車内での廃液につきましては、病院到着後に病院での廃液を施しております。以上でございます。

(島議員) 議長

(水落議長) 島議員

(島議員) さまざまな先ほどもご回答いただいておりますけども、さまざまなウイルスであるとか、病原菌ということがありますので、現場から帰ってくる時に、当然病院の中でもそういう対応ができると思いますが、こちらに帰った後も、対策できるような対応をですね、して頂きたいということで要望をしておきたいと思っておりますけども、今現状ではですね、以前に見せていただいた時に、施設的に場所を作るのが難しいというようなことであったと思っておりますけども、実際のところですね、作る所無いから、やっぱりやめとこかということじゃなくて、やっぱり日々毎日そのことが繰り返されてるわけですので、できるだけ前向きに対応して頂きたいというふうに思っています。

これですね、費用もかかりますが、実際のところ、8月の人口ですけどもね、大東市が11万9千634、四條畷が5万5,518名です。

総数にしますと17万5,152名の大東四條畷の市民がいるわけですが、実は1人ワンコイン、500円を考えた場合ですね、この人数で割った場合に8,757万6千円の費用が出てくるんですね。

これは、あのワンコインですから、市民一人ひとりが、それぞれが自分たちの安全のためにね、使っていただけのお金であれば、誰も文句言う人いないと思うんですよ。

だから、そういったお金を活用して頂いて、予算の中に組んでいただいてね、3年度の予算の中に破傷風の予防接種入れていただけるようなら、先ほど頂いておりますけども、やはり洗浄する場所とかそういった整備をですね、併せてやって頂きたいということを要望して私からの質問を終わらせて頂きます。

(水落議長) 他に質疑はございませんか。

(天野議員) 議長

(水落議長) 2番 天野議員

(天野議員) これまで質問のところでの一部はちょっと被るんですが、私も今回の決算見てみまして、やはり一緒にやっぱり臨時的な出費と、そしてその事情のところ、この間議論がありました、損害賠償の金額1600万円というのが、やはりすごく今回の特徴を出している予算の内容かと思えます。

そこで、先ほど正誤表をお配りいただきました、公務災害の発生件数ということなんですけども、これと昨年との正誤表の正しい方でも、年間3件。

3件という数字だけを見ると、多いか少ないかということになってくるんですが、加療に要した期間も一か月以上ということになってまして、かなりその公務災害に遭われた方については、それなりの症状があられたのかなということも推察できます。

今後、公務災害にあたるかどうかはちょっとまあ別なんですけど、あの職員の方がやはり通常の疾病を負われたりとか、あるいはコロナの感染で、なられた時の休暇を得なければならないと、なった時の消火力低下や、やはり士気力の低下ということにも繋がりがねませんし、今後のやはりあの予算の中でもこういった補償に関する予算というのが、増えてきざるを得んかなという危惧もちょっと感じたりするんですが、まずこの公務災害の発生件数についての、もう少しちょっと詳細なご報告と、そしてこの間の経過としてはこれ毎年やはり数件は発生しているような状況なのか、ここが2点目一つお願いいたします。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまご質問にお答えさせていただきます。

まずは公務災害の発生件数の状況についてお答えいたします。

令和元年度の発生件数は合計で3件となっております。

症状としてはすべて軽症の部類ではございます。

加療期間が、1ヶ月以上というところにカウントされてる件ですけども、こちらにつきましては受傷した日から公務災害基金への治療の報告を行った期間でもって判定しております。

この期間中にすべて療養に要する場合もあれば、特に療養はここまでかからずに事務手続きで日数を要する場合等もございますので、一概に一月以上のところが全て大怪我だったというわけではございません。

件数の推移につきましては、昨年度にあつては10件、一昨年度にあつては4件という風に公務災害自体は毎年数件は起こっている状況でございます。以上です。

(天野議員) 議長

(水落議長) 天野議員

(天野議員) そしたら、要望なんですけど、やはりちょっとこういうあの職員の方のやはり怪我とか疾病というのはやはり、今あの後ほどの質問なんかでも触れますけども、やはり今のコロナの感染で緊迫した状況の中で、あの職員さんそれぞれ活動していただいているかと思しますので、その緊迫した中ですがやはり職員さんのやはり安全と、あと事故とかいうことも無いように。

今回の先ほどのところでも4月で安全マニュアルを作られて、実践されているということですので、こういった訓練中の怪我なども無いように努めていただくということは、強く求めておきますのでお願い致します。

(水落議長) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法については、当面の間、挙手での採決といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

**【日程第4 大東四條噺消防組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について】**

(水落議長) 次に、日程第4 議案第10号「大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第10号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。本案は、10月7日に出されました人事院勧告に基づき、本組合の一般職の職員の給与につきまして、本条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容である賞与につきましては、期末手当として、0.05か月相当分を引き下げ、年間で4.45か月分とする改定を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(水落議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(天野議員) 議長

(水落議長) 2番 天野議員

(天野議員) 10月7日に出された人事院の勧告に基づいて、今回この期末手当年間0.05か月分引き下げということなんですけども、まず一点はこの間で当消防組合において、これ基本的な国家公務員に対してが、一番主軸になると思うんですが、こちらの地方公務員とか組合議会と組合になると思うんですけども、ここでまずこのまんま言われたというか、勧告通りに従うかどうかという議論をまずされたかどうかということをもまず一点伺います。

もう1点は、これを前にちょっと適応する人事院の勧告の背景について私も理解はできるんですけども、この実行するにあたって、この12月の支給分からにされてますけども、今後例えば年度末であったりとか、来年の6月にも一時金など期末手当とか支給はあるんですが、時期にもう少し先延ばしで実行するといったような議論の中身、あるいはその修正するお考えというのがあるのかどうか。

あくまでこれ出された通り、12月から何が何でもやりますよという考えの、そこの確認を致します。お願いします。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず勧告通りに行くかどうかの議論をされたのかというご質問でございますが、まず基本的な原則としまして、国家公務員の給料体系に準じることをまず基本としていることがございます。

また、こういった勧告が行われる際には、両構成市の人事担当部局へ相談をいたしまして、そちらのご意見も踏まえた上で準拠する形を基本としてとっているのが現状でございます。

また、もう少し下げ延ばすことの議論についていかがかということでございますが、こちらにつきましても12月の給与支給をまたいで改正を行ったこととなりますと、今回の12月支給に改定前の率での期末手当を支給することとなります。

そういった場合に、後々に改正となりますと、不利益不遡及で職員に対して遡って徴収するということができかねますし、今回の内容に鑑みまして早急に改正する事が必要と判断されたものでございます。以上です。

(天野議員) 議長

(水落議長) 天野議員

(天野議員) したがって、早急に改正必要というご答弁だったんですけども、私ここでちょっとやるためには、やはりちょっと消防組合においては、二つほどここちょっともう少し考えられたほうがいいかなと私は考えます。

まず1点は、会計年度任用職員さん。私ここに2名さんいらっしゃるということなんですけども、これあの今年度から制度が変わって、基本的には年度毎の更新ができるという意味合いを含めた制度に変わってるかと思えます。

当然、今回初めてで、基本的に給料の議論のところで、基本給は下げるけども、期末手当などをもって、まあそれ以前の給料をだいたい補償しようという議論も、まず大筋あったかと思うんですよね。

ここを年度の中において、当初の年度の途中から期末手当自体が下げられるということは、対象者2名さんとは言えども、私はやはり生活するためとか、また今後の雇用を消防組合で来年度以降も継続できるかどうかということも含めて、非常に一人の労働者としての立場から見るとやはり不安や変更点というね、あの要素を与えかねないかなというのがひとつ問題であります。

もう1点、正職員の方なんですけど、これまあ本庁のところで比較してみたんですけども、あの長い継続の10年20年の雇用期間の中で、その景気も含めて人事院勧告によって上限が出てくるということはさすがにないと思うんですけども、今回の判断もコロナや景気の変動なども踏まえてそういう判断が出てるといえるのは分かるんですけども、その他の消防組合の方の今のコロナ禍での下での活動、この半年間以上されてるかと思えます。

前回のところの勤務手当の防疫等の作業手当という特例という一つに出てきてるかと思うんですけども、その中においてもまだ、やはり感染の危機というのは非常に間近に迫ってきてる中において、

やはり今すぐこの期末手当をすぐ下げていくということは、やはり職員さんのやっぱり補償になっていくんかということがすごく今、早急に決めるということは、非常に私ちょっとまだ取り急ぎすぎではないかと思うんですが、その辺やはり合わせて、これ12月から支給ということでのお考えで間違いないですか。

そこだけ確認いたします。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、会計年度任用職員に対する支給についてのご質問でございます。

こちら議員ご指摘の通り、会計年度任用職員につきましても正職員に準じる規定でありますことから、期末手当は改正されて減額ということになります。

会計年度任用職員の期末手当、給与体系につきましても、正職員の例によることを基本としておりますので、減額となる改正につきましてもご理解いただけますように丁寧なご説明をして参りたいと考えております。

また、実質的な減収になる改正に対して、職員に対する士気の低下等についてのご質問でございます。

こちら議員ご承知の通り、今回の給与条例の改正は期末手当を年間0.05か月分引き下げるもので、職員にとっては減収となるものです。

一方で新型コロナウイルスに従事する職員への特例措置としましては、昨年度に特殊勤務手当、防疫等作業手当の整備を行っておるところでございます。

我々としては、現状のコロナ禍において、様々な不安や影響を被られている市民の皆様に対しまして、消防として果たすべき職務を引き続き全力で行ってまいりたいと考えております。以上です。

(水落議長) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論も無いようなので、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

## 【日程第5 一般質問】

(水落議長) 次に、日程第5 一般質問を行います。

一般質問については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、一般質問は、会議規則第48条の規定により、議長において、各議員の発言時間を、理事者発言時間を除き、10分間といたします。

それでは、2番 天野議員。

(天野議員) よろしくお願ひいたします。

今年2月の定例会におきまして新型コロナウイルス感染拡大が懸念されてことに関して、感染の疑いのある患者さんの搬送や隊員の皆さんの感染防御について質問した経緯がございます。

以降4月に第一波と思われる感染拡大、一度落ち着きを取り戻したのかの経緯もございましたが、8月初旬には第二波を経て、半年後の現在第三波と言われるこれまでに最大の感染拡大が危惧される状況にあります。

今回は、感染症対応が長期化かつ深刻化する今日において、コロナ禍での救急隊員の皆さんの円滑な活動を保障することや、隊員の方のストレスの軽減策は非常に重要と考えます。

名城大学の畑中准教授、筑波大学の松井名誉教授などが行いました、新型コロナウイルス流行禍の救急活動に関する調査結果速報を基に4点質問致します。

まず、防護衣、マスク、ゴーグルなどのまず備蓄の計画、そして使用に関してなんですけども、この調査、今年の8月の機縁法で全国の消防職員に協力を呼びかけて、オンライン回答で有効回答数が2204名、年代別回答20代が31%、30代が38%、40代が23%、階級、職務別での回答は、消防隊員が61%、救急隊員が75%を占めるなど、現場の中核として日夜活動される職員の皆さんの声ということができるとおもいます。

まず一つは、救急活動後の体験についての回答から見ますと、感染防護資材マスクゴーグル防護衣などの納品などの追加納品が難しいことから、在庫状況に不安を感じた。これが60%。

本消防組合での備蓄計画についてまず一点見解を求めます。

そしてもう一つは、救急活動中の体験の回答では、感染防護の対策のゴーグル、フェイスシールドなどが曇るなどの活動がしにくかったという意見が83%にも上っております。

夏場の活動からということもありますが、隊員さん自身の熱中症対策が今後も課題とも考えます。

これについて当消防組合での改善策などについてのどのようにされたかのご報告お願ひ致します。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) まずは備蓄計画についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在のコロナ禍での使用量、年間出場件数などを参考として備蓄量を定めております。

感染防護衣については3000着、サージカルマスクについては3万枚、N95マスクについては2000枚、ゴム手袋については7万双、ゴーグルについては100個を常に保有し、感染症の感染拡大時に備えることとしておりますが、今後の感染拡大状況によっては、必要に応じて計画の見直しを行って参りたいと考えております。

次にゴーグル等の視界が曇る、夏場の暑さ対策につきましては、全救急車両にメガネの曇り止めを配置し対策を取っております。

暑さ対策につきましては、全救急隊員にアイスベストを貸与し、夏場の感染防護衣着用による熱中症予防、体力消耗の軽減等の対策を取っております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(水落議長) 天野議員

(天野議員) 計画をしっかりと頂くのと、隊員さんですね。

やはり不安が募らないような形にまずしていただくよう求めます。

項目の2点目なんですけども、活動中に隊員自身の方が感染する、職場や家族に感染させないかの不安に対する当消防組合での隊員に対してのケア実施策が具体的にどのように行うのかということについてお聞きをいたします。

この調査で救急活動に関わる不安やストレスに対する質問では、隊員自身が感染するかもしれない、職場や家族の他者に感染させるのではないかと、不安や申し訳なさを感じたが8割以上となっております。

また、ストレスを感じながらも心の支えと挙げたものでは、家族との時間や会話、職場の活動を共にする上司や同僚との会話が約半数と多くなっております。

一方で上司や組織が守ってくれているように感じたのは18%、職場の活動を共にする仲間や家族関係が築けている場合は良しにしても、組織内に隊員のストレスケアを充実していく必要があるのではと考えます。

当組合でのケアの実施策の具体化についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 救急隊員に対してのケア実施策についてのご質問にお答えさせていただきます。

4月30日から5月6日までの間で、消防組合の全救急隊員45名を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

内容につきましては、コロナ禍での救急業務に対しての身体的、精神的な苦痛や不安、要望など

について行いました。

特に不安などを感じている職員については、個別に対応を行い、不安を感じていることに対して話をさせて頂き、各署所に配置されている健康相談員、産業医へのメンタルヘルスの相談窓口を紹介するなどの対応を致しました。

今後も必要に応じてアンケートなどの実施、健康診断時に行っているストレスチェックなどにより、職員の健康状態等の把握に努めるとともに、健康相談員、産業医との連携を図り、救急隊員等に対して身体的精神的なケアを行って参ります。以上でございます。

(天野議員) 議長

(議長) 天野議員

(天野議員) この部分では、職場環境で同僚とかのやはり仲間内での会話とかというその隊員としての、チームとしてのやはり居やすさとかいうことも必要なんですが、やはり組織としてやはり幹部の皆さんが、隊員全体をやはりケアしてるよと、そして隊員皆さんやっぱり頑張ってるよなということをやはり見せるということが必要な一つの結果かと思いますので、今言われたところの対策と、また今後状況に応じて充実していけるように是非宜しく対応お願い致します。

3点目なんですが、隊員の皆さんのPCR検査についての見解をお伺いします。

以上の隊員の方の感染不安に加えて、調査の自由記述の意見の代表的なものから今後の対策として、やはり検査をより速やかに受検できる体制づくりが必要であると考えます。

当消防組合では実施に対してまずどのようにお考えですか。見解をお願い致します。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 救急隊員のPCR検査についてのご質問にお答えさせていただきます。

救急現場では、総務省消防庁から出されている感染防止対策及び保健所からの指導内容を踏まえ、全ての救急事案に対して、マスク、ゴーグル、感染防止衣、ゴム手袋を着用するとともに、傷病者及び救急車に同乗する家族等にも、マスクの着用、救急車内の換気、搬送後の消毒等を徹底しており、基本的には感染しないものと考えておりますので、症状が出ていない無症状でのPCR検査の実施については、現在のところ予定しておりません。

また、救急隊員に限らず、全職員に対して風邪症状等が出た場合には、医療機関を受診し医師の判断を受けるよう指導しております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(水落議長) 天野議員

(天野議員) PCR検査について、ちょっともう一度再質問いたします。

今の回答のところでも、消毒とかマスクとか、一定の対応をしておられるので、救急隊員の皆さんが非常に感染されるリスクは、薄いかなという風にも受け取られるんですけども、この消毒作業というのが、この救急隊員の活動の中でも、これをやることによって緊迫した時の出動の、やはり出遅れになったり、プレッシャーだったりしてるというこのアンケート結果にも、一部書いてあります。

ただしこのことから、やはり一般に消防隊員っていうか救急隊員の皆さん、病院の医療職などの関係者と一緒に、非常にコロナの感染のリスクに晒されている現場で活動されてると、そして市民の命を守って頂いてるということには、私は変わりはないと思うんです。

一般的なこと見方にもなりますが、やはりこの医療職の方とも同等にやはりこの消防の特に救急隊員の皆さんが、やはりPCR検査を優先的に受検できる環境、先ほどワクチンの話も出しましたが、ワクチン以前にまずPCR検査自身が今とりあえず行われてることは行われてるわけですから、やはりここに対して優先的に受けれる環境づくりというのが必要だと思うんですが、そのもっと一般的などこも含めて、消防組合での見解はいかがでしょうか。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 保健所との協力体制では、感染者の移送に関わる消防職員の健康観察等については、保健所が適切な指示を行うこととなっておりますので、移送後に救急隊員に感染症状が出た場合などについては、保健所等の判断を仰ぐことになっており、必要であればPCR検査を受検することになると思われまます。

今後は保健所との連携を一層強化し、コロナ禍における救急隊員等の活動体制の強化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(水落議長) 天野議員

(天野議員) 迅速かつその状況において、適切に連携も含めてまず行ってもらいたいと思います。深刻になる可能性があります。

最後4点目ですけども、本年の7月の臨時会において、勤務手当の内、防疫等の作業手当の特例、改正されました。

後の適用状況、これが適用された直近はどのような状態になってるかということと、次年度に向けての、この制度を含めた、独自の充実策についてはどのように考えてられるかお聞きします。

職員が必要とされてる対策の第一として、アンケートの中では、感染危険手当の支給という回答

結果も出てあります。

記述回答にも医療関係者と同様の感染リスクや、負担の下での日夜活動してることも鑑み、手当や慰労金については人事院、総務省通知に加え、自治体で上積みを考える実態も出てきてるそうです。

当組合でも総務省に充実策を求めていくというのを一つ求めておくのと同時に、自治体独自の充実策についても、前向きに検討していただきたいと私は考えるんですけども、この充実策について、今状況と合わせて、どのような状況なのかお伺いをいたします

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 防疫等作業手当の適用状況等についてお答えいたします。

直近の支給状況と致しましては、10月末時点で対象人数59人、延べ支給回数77回で、これまでに総額231,000円を支給しております。

本組合の給与制度全般については、国における基準を原則としており、本年7月に改正した特殊勤務手当につきましても、人事院規則の改正に準拠したものでございます。

現状におきまして、その他の独自手当の創設等は検討しておりませんが、今後も国の動向等を勘案し、適切に対応をして参りたいと考えております。以上です。

(天野議員) 議長

(水落議長) 天野議員

(天野議員) やはり総務省、先ほどもこの給与条例もそうなんですけども、やはりちょっとそういう理論のところで、そっちがまず動いてくれればいいんですけども、やはり独自でやるということで、すぐは難しいと思うんですが、今回のこの名城大学のこの調査結果の速報見ましても、まず全体的に多くの救急隊員の皆さんが不安やストレスを感じてられる。

その中でも、やはりコロナの感染の高い地域では、それより一層そのストレスを感じられてるという結果が出てます。

やはりこのことを鑑みますと、大東市も決して例外ではなく、やはり今感染の本当に対策を急がないといけないんですが、増えてる中における活動、非常に緊迫した中での活動になってくるかと思っておりますので、やはり状況も見ながら、現場の意見も聞きながら、是非あの全体一丸となって隊員さんも守っていく、最後は市民の皆さんの命を守るという立場で、色々任務を遂行して頂きたいということを求めまして、質問を終わります。以上です。

(水落議長) 天野議員の質問が終了しました。

以上をもって一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本会議に付議されました議案は、全て議了いたしました。  
それでは、閉会に際しまして、管理者よりご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(水落議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和2年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

本議会中に頂きました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしていきたいと考えております。

今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意頂き、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりましての、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(水落議長) 本会議の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめみなさま方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これもちまして、令和2年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご起立ください。

「礼」「ありがとうございました。」

【閉会 14時33分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 水落 康一郎

4 番議員 小南 市雄

7 番議員 島 弘一